

# 日空衛2015 —新たな中期ビジョン—

平成27年5月  
一般社団法人 日本空調衛生工事業協会

# 目 次

|                             |    |
|-----------------------------|----|
| はじめに                        | 1  |
| (1) 日空衛2015策定の背景            |    |
| (2) 空調衛生工事業界への社会からの期待       |    |
| (3) 日空衛2015の構成              |    |
| <br>                        |    |
| 第1章 空調衛生工事業を取り巻く環境の変化       |    |
| 1. 市場の変化                    | 4  |
| (1) 市場の回復                   |    |
| (2) 市場の将来への期待と懸念            |    |
| (3) 建築ストックの蓄積などによる工事内容の変化   |    |
| (4) 安全・安心が確保された設備の必要性       |    |
| (5) 依然厳しい企業経営               |    |
| 2. 担い手不足の深刻化                | 8  |
| (1) 工事量に追いつけない人手            |    |
| (2) 担い手の高齢化と若年入職者の減少        |    |
| 3. 地球環境問題への社会意識の高まり         | 9  |
| (1) 持続可能な社会への要求の高まり         |    |
| (2) 国際的、国内的な新たな動き           |    |
| (3) 東日本大震災を契機とするエネルギー問題の顕在化 |    |
| 4. コンプライアンス徹底への要請の高まり       | 11 |
| (1) コンプライアンス重視の社会的流れ        |    |
| (2) コンプライアンス徹底へのこれまでの取り組み   |    |
| (3) 独占禁止法違反事案の発生            |    |
| <br>                        |    |
| 第2章 空調衛生工事業が直面する課題          |    |
| 1. 市場の変化に対応した企業経営           | 13 |
| (1) 今後の量的、質的な市場の変化を見通した事業展開 |    |
| イ) 建設需要に柔軟に対応できる体制の整備       |    |
| ロ) 工事内容の変化に対応した組織体制、技術開発    |    |
| (2) 経営指標、企業体制などの転換          |    |
| イ) 技術力重視への転換                |    |
| ロ) 適正な利益確保をめざす企業経営          |    |
| (3) 市場の変化に対応するための事業環境の構築    |    |
| イ) 市場の変化に対応するための事業環境構築の必要性  |    |

|  |    |
|--|----|
| ロ) 適切な入札契約方式   |    |
| ハ) 発注者・受注者関係の適正化                                     |    |
| ニ) 元請・下請関係の適正化                                       |    |
| ホ) 直接発注（分離発注）の推進                                     |    |
| ヘ) 建設業許可業種区分の見直し                                     |    |
| 2. 人材の確保・育成の必要性                                      | 17 |
| (1) 短期的、中長期的な人材の確保・育成                                |    |
| (2) 技術・技能の継承と生産性の向上                                  |    |
| 3. 地球環境問題への対応  | 18 |
| (1) 低炭素社会実現に向けた空調衛生設備の役割                             |    |
| (2) 地球環境における空調衛生設備の重要性の発信                            |    |
| 4. コンプライアンスのさらなる徹底                                   | 19 |
| (1) なお不十分なコンプライアンスへの理解                               |    |
| (2) コンプライアンスの必要性への理解の推進                              |    |
| <br>   |    |
| <b>第3章 課題への取り組み</b>                                  |    |
| 1. リニューアル市場の積極的な開拓                                   | 21 |
| 2. 健全経営と顧客満足度向上に向けた事業環境の構築                           | 21 |
| (1) 適正工期と適正利益の確保                                     |    |
| (2) 施工責任の明確化と顧客満足度向上に資する直接発注（分離発注）<br>及び許可業種区分見直しの推進 |    |
| 3. 人材の確保・育成の推進                                       | 23 |
| (1) 労働環境の改善  |    |
| (2) 魅力があり、誇りの持てる産業                                   |    |
| (3) 女性を含む多様な人材確保の検討                                  |    |
| (4) 業界団体としての支援                                       |    |
| 4. 低炭素社会づくりへの目に見える貢献                                 | 24 |
| (1) 省エネルギー、省CO <sub>2</sub> 技術の開発                    |    |
| (2) 設備の運用管理等のソフト面の強化                                 |    |
| (3) 低炭素社会づくりの先導役としての社会への発信と行動                        |    |
| 5. 技術力と生産性の向上  | 25 |
| (1) 低炭素社会の構築、市場開拓、安全・安心の確保のための技術開発の推進                |    |
| (2) 技術力、施工力に優れた企業体制の確立                               |    |
| (3) 担い手不足に対応する技術・技能の継承と生産性の向上の推進                     |    |
| 6. コンプライアンスの徹底による社会的信頼の確保                            | 26 |

# 日空衛2015－新たな中期ビジョン－

## はじめに

---

### (1) 日空衛2015策定の背景

日本空調衛生工事業協会（以下、「日空衛」という。）においては、2008年5月に「建設産業政策2007・日空衛版」を策定し、毎年の事業計画策定、事業推進の指針としてきた。「建設産業政策2007・日空衛版」は、国土交通省設置の建設産業政策研究会がまとめた「建設産業政策2007」を受け、その日空衛版としてとりまとめたものである。

しかし、その後の社会経済情勢の変化は著しいものがあり、さらには、この間の2011年3月に発生した東日本大震災による災害の経験は、これまでの国民の価値観や社会構造をも一変させるものであった。

国土交通省においては、「建設産業政策2007」以降、こうした建設産業を取り巻く状況の変化を踏まえ、国土交通省建設産業戦略会議において、2011年6月には「建設産業の再生と発展のための方策2011」を、さらに東日本大震災後の状況を反映させて、2012年7月には「建設産業の再生と発展のための方策2012」を策定した。

これらにより、建設産業全般に亘る新たな政策の方向が示されてきたが、それ以降もなお、社会経済の状況は大きく変動している。すなわち、民主党政権から自民政権に移行し、いわゆるアベノミクスの下で経済財政政策の転換が図られたことにより、公共投資の増加、景気の回復に伴う民間投資の拡大により、建設市場の縮小に歯止めがかかってきたばかりでなく、2020年の東京オリンピック・パラリンピック開催の決定により、関連建設需要への期待が高まるなど、建設業を取り巻く環境に大きな変化が生じてきた。

こうした中で、担い手不足の課題が顕在化し、クローズアップされてきた。2014年には、いわゆる「担い手3法」といわれる、「公共工事の品質確保の促進に関する法律」（以下「品確法」という。）、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」（以下「入契法」という。）及び建設業法の改正が行われた。品確法では、公共工事の品質の確保に加え、担い手の中長期的な育成・確保が新たに法の目的に加えられ、他の2法と相まって、入札契約などを通して、企業の適正な利潤の確保を通じた担い手

確保の道筋が示されたところである。

また、環境問題について見ると、地球環境問題への対応、東日本大震災を契機としたエネルギー問題への対応として、省エネルギー、省CO<sub>2</sub>などへの国民の意識が非常に高まってきていることから、改めて空調衛生工事業界としての取り組みを検討すべき時機となっている。

一方で、コンプライアンスの徹底については、「建設産業政策2007・日空衛版」においても、めざすべき方向の重要な項目の一つとして掲げてきたところであるが、一部会員企業が独占禁止法違反に問われるという事態が発生したことは遺憾であり、この点についても再度認識を新たにすることが必要である。

このような背景から、この度、「建設産業政策2007・日空衛版」に代わる新たな日空衛の中期的なビジョンとして「日空衛2015－新たな中期ビジョン－」（以下「日空衛2015」という。）を策定することとした。日空衛2015においては、「建設産業の再生と発展のための方策2011」及び「同2012」で取り上げられた課題や問題意識に配慮するものの、直接の対応関係を持たせることなく、空調衛生工事業界が直面する主要な課題とそれに対する取り組みについてまとめることとした。

## （2）空調衛生工事業界への社会からの期待

このとりまとめにあたっては、まず、われわれ空調衛生工事業界がその行動、取り組みにより達成すべき目的、目標の位置付けを明確にすることとした。そのためには、空調衛生工事業界がどのようなことを社会から期待され、求められているかを明らかにしておくことが必要である。

具体的には、これを以下の5点に整理した。

- 地球環境問題への貢献
- 顧客満足度の向上
- 国民・社会から信頼される産業
- 技術に優れ、人材の集まる魅力ある産業
- 空調衛生工事業の独自性の確立

日空衛としては、社会の一員として期待され、求められているこれらの点をわれわれ空調衛生工事業界の活動の目的として位置付け、その達成のために取り組みを図ることとする。

### (3) 日空衛2015の構成

日空衛2015の構成は、以下のとおりである。

『第1章 空調衛生工事業を取り巻く環境の変化』では、現状を客観的にとらえ、課題となる事項の背景を明らかにすることとした。

『第2章 空調衛生工事業が直面する課題』では、環境の変化の中で、業界として取り組むべき課題の抽出を試みた。

『第3章 課題への取り組み』では、第2章で抽出した課題についての日空衛としての取り組み、改革への方向性について示した。

日空衛2015は、2014年から2015年時点での社会経済状況を踏まえて策定したものであり、今後、業界を取り巻く環境が変化したときは、柔軟かつ機動的に改訂を行うものとする。

# 第1章 空調衛生工事業を取り巻く環境の変化

## 1. 市場の変化

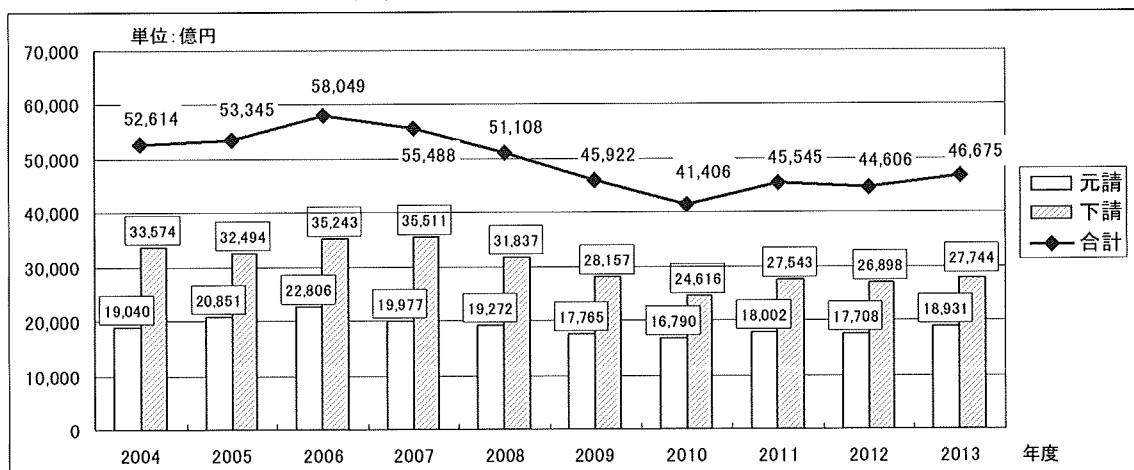
### (1) 市場の回復

建設投資（名目）は1992年度の84兆円をピークにその後大幅に減少し、2010年度には約41.9兆円とピーク時の半分程度にまで減少したが、東日本大震災の復旧・復興需要等による政府建設投資の増加、リーマンショックから徐々に立ち直った民間投資が緩やかな回復基調に向かったことにより、2011年度には反転、上昇した。さらに、2012年末の政権交代後、デフレ脱却をめざす経済政策の下で、建設投資は回復の色合いを強め、2013年度は約48.7兆円（国土交通省「平成26年度建設投資見通し」）にまで上昇する見通しであり、2014年度も約48.5兆円（同）と堅調に推移する見通しとなっている。

一方、空調衛生工事（統計上、管工事）も、完成工事高の推移をみると、同様に2010年度を底に下げ止まりの傾向がみられ、その後、緩やかながらも上昇してきている（図表1）。

また、日空衛・企業会員施工統計調査においては、回答会員企業の管工事完工高は2011年度1.62兆円（79社）、2012年度1.58兆円（68社）、2013年度1.62兆円（76社）となっており、ここ3年は概ね堅調な動きとなっている。

（図表1） 完成工事高の推移（管工事業）



（出典）国土交通省「建設工事施工統計調査報告」

### (2) 市場の将来への期待と懸念

今後、世界経済の動向や消費税増税の影響等による国内経済の先行きの不透明感など

の不確定要素はあるものの、日本経済は当面堅調に推移すると期待されている。さらに、東日本大震災の復興が本格化し、これに伴う建設需要が見込まれるとともに、2020年に東京オリンピック・パラリンピックの開催が決定し、これによる直接投資のみならず、間接的な開発需要等が発生することが想定される。こうしたことから、2020年頃までは建設市場全般の拡大が見込まれている。空調衛生工事についても、全般的な建設投資拡大の基調の中で、しばらくは一定量の事業増加が期待される。

他方、需要の地域的偏在の可能性やオリンピック後の反動減が危惧されているが、中には既に足元の需要過多による建設費高騰、人手不足などを見越してオリンピック後への着工時期・着工範囲の選別も見受けられるなど、急な反動減が生ずることはないとの見方もあり、現状では2020年以降の先行きは不透明である。

しかしながら、中長期的には、社会資本ストック、建築ストックの増加による新規投資の減少は避けられず、また人口減少に伴う経済活力の低下が懸念される中で、建設需要の大きな伸びを期待することは難しい。一部大手企業は海外事業の強化などによる展開も図っているが、当面、空調衛生工事業全体として国内の需要を補うような位置付けにはならないと判断される。

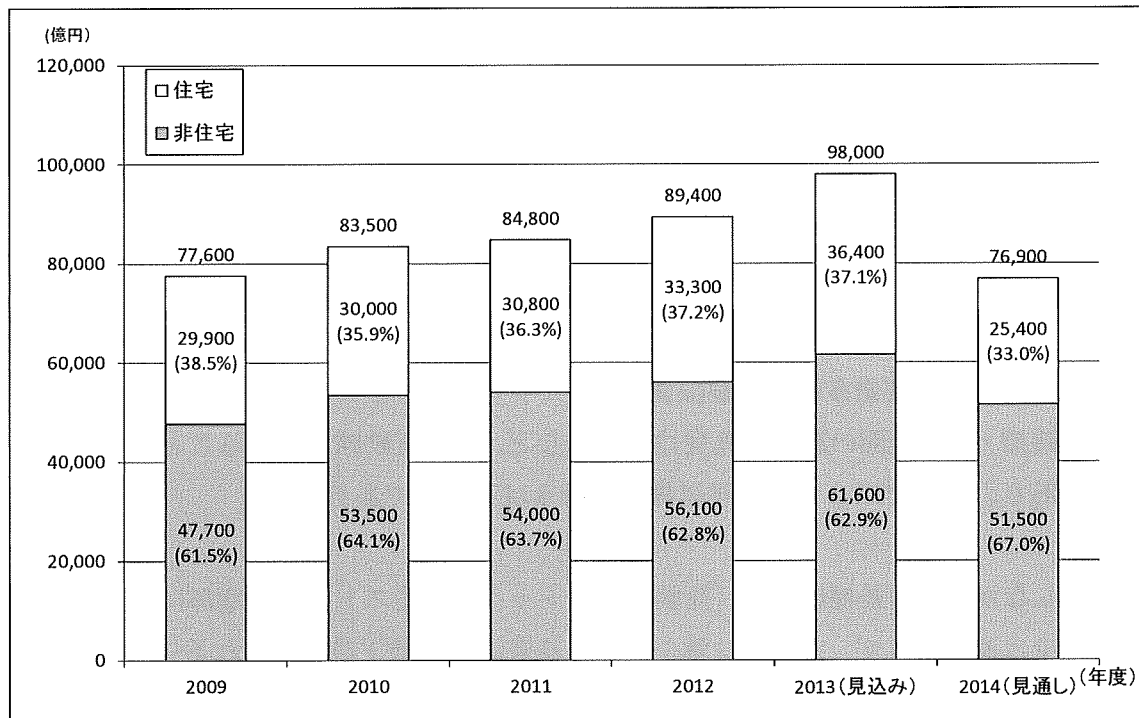
### (3) 建築ストックの蓄積などによる工事内容の変化

建築ストックの蓄積がさらに進む中で、空調衛生工事についてもリニューアル、建て替え、メンテナンス工事のウェイトが高まってきており、今後ともその趨勢は継続すると考えられる。その中で、地球環境問題への取り組みや東日本大震災を契機とするエネルギー問題への社会的意識の高まりもあり、省エネルギー、省CO<sub>2</sub>工事を盛り込んだリニューアル工事の需要が確実に増加している（図表2）。

また、ビルのIT化や工場の生産技術の進歩により、高度に制御された空調システムが求められる上、制御システムの最適化や継続的な運用支援、改善提案なども顧客から求められるケースが増えており、工事内容の変化が顕在化してきている。

社会資本整備が「維持・更新の時代」を迎えているといわれているが、住宅・建築分野においても既存ストックを生かし、良質なストックを形成する必要性はますます高まってきている。設備は物理的、社会的な劣化や技術革新による陳腐化が避けられないが、適切な更新を行うことで質の高いストックを形成することに寄与できるため、時代のニーズに即した設備への需要は確実に存在する。

(図表2) 建築物リフォーム・リニューアル投資額の推移



(出典)国土交通省「平成 26 年度 建設投資見通し」

#### (4) 安全・安心が確保された設備の必要性

東日本大震災による激甚な被害は、改めて施設の安全・安心への対応の重要性を認識させる契機となった。災害により空調衛生設備が被害を受け、機能が停止するような事態が発生すれば、ライフラインが寸断されることになり、生命、生活、生産活動の維持に大きな支障を与える。また、設備そのものの落下などによる危険性も浮き彫りになった。設備の耐震性の確保や災害時の迅速な復旧・復興態勢の整備等へのユーザーからの要請に応じていく必要性がこれまで以上に高まっている。

#### (5) 依然厳しい企業経営

建設許可業者数は、この10年間をみると、2004年から2014年までに建設業全体では約54万社が約47万社と約16%減となったが、管工事業者は約9%の減にとどまっている(図表3)。その間の管工事業完成工事高は、業者数の減少率を上回る約11%減(図表1参照)となっていることから、依然としてマクロ的には供給過剰状態が続いている。

一方で、受注を巡る環境は大きく変化した。近年、極端な低価格入札が常態化し、ダンピング合戦の様相を呈していた時期があったが、全般的な建設需要の増加の中でこのような状況はみられなくなってきた。公共工事では、予定価格との乖離により不調・不落案件が増加しているが、これには様々な要因があるにせよ、市場に一定の工事量があ

るため、採算性を度外視することなく受注しようとする動きの反映と捉えられことができる。

他方、こうした状況の変化が直ちに採算性、収益性の上昇にはつながっていないのが実態である。人手不足、労務費・資材費の高騰等により採算性が厳しい工事が多くなっているためである。公共工事、民間工事ともに、発注者の予算制約や労務費・資材費上昇への対応の遅れから、こうした経費の高騰をカバーできるような案件は限られており、受注量の増加が必ずしも利益の増加につながっていない。また、一部には、公共工事において、極端な低価格入札がなおみられ、民間工事でも無理な受注により収益を圧迫している事例がみられる。さらに、人手不足などによる建築工事の遅れが設備工事の工期へのしわ寄せとなり、経費増を招いている事例もある。

空調衛生工事業にとって、「仕事はある」状況となってきたことは大きな変化である。しかし、こうした中でも依然として利益率は低く、日空衛・企業会員施工統計調査によると、売上高営業利益率（管工事系全体）は2011年度1.54%、2012年度2.22%、2013年度1.95%となっており、厳しい企業経営状況が必ずしも改善していない現状がみてとれる。

（図表3）管工事許可業者数

| 年               | 管工事業   | 建設業全体   |
|-----------------|--------|---------|
| 2004            | 92,350 | 558,857 |
| 2005            | 93,527 | 562,661 |
| 2006            | 91,992 | 542,264 |
| 2007            | 90,075 | 524,273 |
| 2008            | 87,999 | 507,528 |
| 2009            | 87,768 | 509,174 |
| 2010            | 88,234 | 513,196 |
| 2011            | 86,866 | 498,806 |
| 2012            | 85,139 | 483,639 |
| 2013            | 83,648 | 469,900 |
| 2014            | 83,890 | 470,639 |
| 2004～2014年迄の増減率 | ▲ 9.16 | ▲ 15.79 |

（出典）国土交通省「建設業許可業者数の結果について」

（注）各年3月末現在

## 2. 担い手不足の深刻化

### (1) 工事量に追いつけない人手

建設業就業者数は1995年の663万人から2010年の447万人まで、約3割減少している（国勢調査）。国土交通省ではその後の4年間は増加傾向にあると推計しており、その中で、管工事業の就業者数も下げ止まりをみせ、近年やや増加傾向にはある（建設工事施工統計調査）。

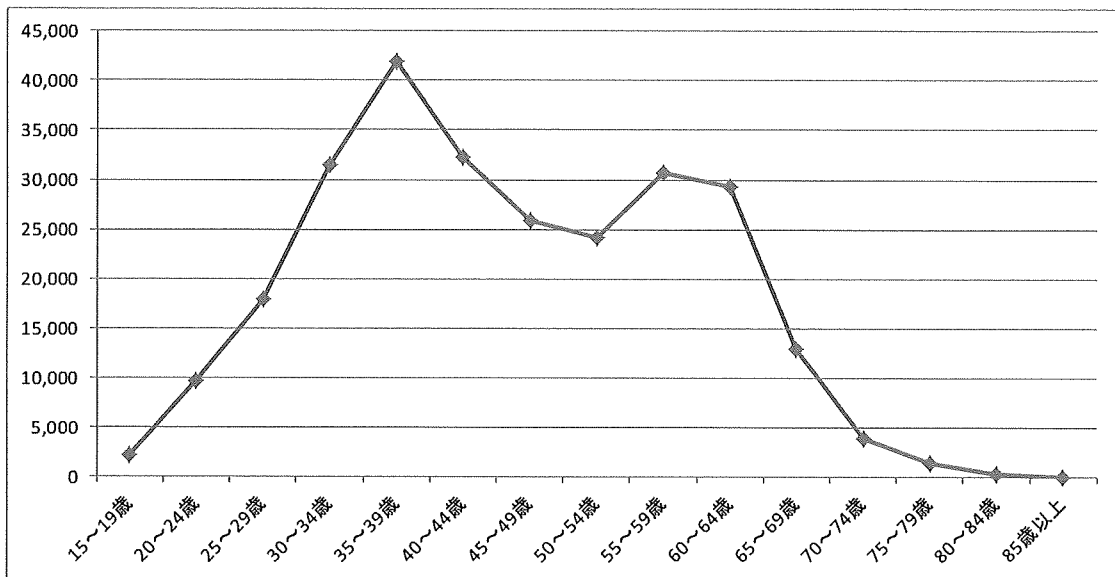
しかし、全般的には大きく減少した中での微増であり、建設需要の増加の下で技能労働者の不足状態が顕在化している（建設労働需給調査・配管工）。配管工の過不足率をみると比較的バランスしてきたが、ここ3年徐々に不足感が高まり、2014年平均は1.0%の不足と3年連続で不足率が高まっている。技術者についても、工事の増加の中で適時の配置が困難な状況がみられ、配置技術者の制約から入札に参加できない事態も生じており、不足が常態化している。

### (2) 担い手の高齢化と若年入職者の減少

建設業就業者の約3割が55歳以上、一方、29歳以下は約1割と高齢化が進む（総務省・労働力調査年報）とともに、若者の入職の減少が続いている。高い高齢者率と若年層の薄さは他産業より深刻な状況である。こうした状況は空衛業界においても同様であり、中高年者が業界を担っている状態である。

配管工の年齢構成をみると（2010年国勢調査）、55歳～59歳、60歳～64歳が一つのピーク、35歳～39歳がもう一つのピークをなすM字型となっており、数年の内に多くの技能者が労働市場から退出し、一つのピークが消失する状況となる（図表4）。全体的に高齢層にシフトしていく一方で、多くのベテランが退出することによって技術の継承が円滑に進むか懸念されるところでもある。

(図表4)配管従事者の年齢分布



(出典)「2010年 国勢調査」

いうまでもなく、他産業に比べ低水準にある賃金、仕事がきつい、休日が少ないといった厳しい労働環境、職業イメージの悪さ、将来への不安等が、建設産業が若年層に敬遠される理由である。今後、少子化が進む中で、このままでは、全体として他産業以上にますます就業者数が減少し、年齢別構成比もいびつなままの状態が続いていくと予想され、担い手の減少は空調衛生工事業界にとっても非常に大きく、深刻な課題となっていくことは疑いがない。

### 3. 地球環境問題への社会意識の高まり

#### (1) 持続可能な社会への要求の高まり

現在、人間活動から生ずる環境負荷の影響が地球規模にまで拡大した結果、地球温暖化の危機、資源の浪費による危機及び生態系の危機という三つの危機に直面している。

このような状況を受けて、地球環境問題の重要性についての社会の認識は年々浸透してきており、大気中の温室効果ガス濃度を気候に悪影響を及ぼさない水準まで安定化させると同時に、生活の豊かさを実現できる「低炭素社会」、新たに採取する資源をできるだけ少なくした「環境型社会」及び自然の恵みを将来にわたって享受できる「自然共生社会」をキーワードとする、持続可能な社会づくりへの要求が高まりつつある。

## (2) 国際的、国内的な新たな動き

わが国が温室効果ガス排出量6%削減(1990年比)を公約した京都議定書の第1約束期間は2012年に終了し、目標を超える8.2%削減を達成した。また、2014年の国連・気候変動枠組条約第19回締約国会議(COP19)において、2020年までの自主的削減目標として、既に表明していた1990年比25%削減の目標を改め、2005年比3.8%減(原発稼働を前提としない。1990年比3%増となる。)の削減目標を登録した。

2015年には、COP21において、2020年以降の新たな国際枠組みの合意をめざすこととされており、わが国も将来的な新たな目標設定を行うこととなる。

また、2014年4月に閣議決定された新エネルギー基本計画においては、各部門における省エネルギーの強化も一つの柱とされ、例えば、省エネルギー性能の低い既存建築物・住宅の改修・建て替えの促進を図ること、ネット・ゼロ・エネルギーの実現を目指す取り組みとして、建築物については、2020年までに新築公共建築物等で、2030年までに新築建築物の平均でZEB(ネット・ゼロ・エネルギー・ビル)の実現をめざすこと等が掲げられた。

また、同計画においては、2020年までに新築住宅・建築物について段階的に省エネルギー基準の適合を義務化するとされたが、2015年1月に、社会資本整備審議会から、大規模な非住宅建築物から基準適合を義務化する方向で検討すべきとの方針が示され、法案化が進められている。

一方、2014年に、気候変動に関する政府間パネル(IPCC)の第5次評価報告書が公表された。気候システムの温暖化については疑う余地がなく、また、人間活動が20世紀半ば以降に観測された温暖化の要因であった可能性が極めて高いなど、第4次評価報告書よりさらに人間活動の影響を厳しくとらえている。さらに、地球の平均気温の上昇を2℃未満(産業革命前と比べ)に抑えるには、2050年までに温室効果ガス排出量を2010年比4~7割削減し、21世紀末にはほぼゼロにする必要があるとしている。

このように、地球温暖化の懸念はさらに深まりつつあり、これに対するわが国の政策的な取り組みも強化されつつある。これまで以上に、われわれ空調衛生分野をはじめ、あらゆる分野において低炭素社会実現への努力が期待されている。

## (3) 東日本大震災を契機とするエネルギー問題の顕在化

東日本大震災は、国民のエネルギー問題への意識を大きく変えた。震災後に電力供給逼迫のリスクを体験したことから、その時だけではなく、それ以降も節電への取り組み

が国民全体に定着しつつある。また、震災を受けて、エネルギー供給源そのもののあり方が根本的な見直しを余儀なくされている中、エネルギー需給の早期安定化が不可欠となっている。

供給面では、経済性との整合を図りながら、原子力エネルギー、化石由来エネルギー、再生可能エネルギーのバランスが中長期的視点で検討されることになる。需要側においては、一層の省エネルギー、エネルギーの高効率利用、未利用自然エネルギーの利用などに期待が高まっている。

このように震災以降、節電や省エネルギーに対する国民の関心や問題意識が大きく変化したことは、空調衛生工事業が提供する省エネルギー技術やこれに係る提案を、ユーザーが積極的に受け入れる素地が確実に整いつつあることを意味していると考えられる。また一方で、そのような技術開発への期待も大きくなっているといえる。

## 4. コンプライアンス徹底への要請の高まり

### (1) コンプライアンス重視の社会的流れ

近年、企業の違法行為や不祥事に対する社会の目は、厳しさを増している。企業は、単に営利目的をもって活動する主体であるばかりでなく、社会的な存在としてその責任を果たすことが強く求められるようになってきたことが背景にあると考えられる。したがって、企業にとっては、狭義の法令遵守はもとより、より幅広い企業倫理や社会規範の観点からのコンプライアンスの徹底を図ることにより、その社会的責任を果たすことが必要である。コンプライアンス違反は、法令違反によるペナルティが科されることで社会的信用の失墜につながるばかりではなく、経営そのものへも大きなダメージとなるようになってきている。

とりわけ建設業界は、談合体質や独特の商習慣などへの不信感が社会的に完全に払拭されているとはいえ、他業界以上に社会の厳しい目にさらされていることを自覚しなければならない。

### (2) コンプライアンス徹底へのこれまでの取り組み

コンプライアンスの徹底に対する社会的要請や独占禁止法（以下「独禁法」という。）、建設業法等に基づく法令による強化を受けて、建設業関係団体においては、「脱談合宣言」など「旧来のしきたり」からの訣別の表明、行動規範の制定による適切な企業行動の確認など、様々な取り組みがなされてきている。

日空衛においても、「防衛施設庁官製談合事件」が当協会に波及した事態を受け、2006年には、会長通知「公正な事業活動の推進について」を発するとともに、「倫理・入札契約委員会」を設置し、法令遵守に基づく業界倫理の確立を会員に周知、要請してきた。また、毎年「建設業の適正取引等に関する講習会」を開催し、継続的にコンプライアンス意識の徹底を図っているところである。

### **(3) 独占禁止法違反事案の発生**

こうしたこれまでの取り組みにもかかわらず、2014年には北陸新幹線設備工事をめぐり、一部会員企業が独禁法違反により有罪判決を受けるという事案が発生した。コンプライアンスの徹底への社会的要請が高まる中、また、建設業界全体として過去の体質、体制からの脱却をめざす中、空調衛生工事業界において、このような事態が発生したことは、当業界のみならず建設業界全般の信頼を損なうものであり、重く受け止めなければならない。個々の企業のみならず、業界団体である日空衛として、社会的信用の回復のための新たな取り組みが求められている。

## 第2章 空調衛生工事業が直面する課題

### 1. 市場の変化に対応した企業経営

#### (1) 今後の量的、質的な市場の変化を見通した事業展開

##### イ) 建設需要に柔軟に対応できる体制の整備

空調衛生工事業界は、長年に亘り市場の縮小が続き、低価格競争にさらされる中で、厳しい経営を強いられてきた。ようやく、東日本大震災の復興需要、東京オリンピック・パラリンピック開催に関連する建設需要などに加え、日本経済も当面底堅く推移する見通しの下で、2020年頃までは活発な建設需要があることを前提とした事業展開が可能な状況となってきた。当面のこうした需要に対応していくためには、一定の人材の確保、設備投資等が必要となってきた一方、それ以降の市場動向については不透明感がある。このため、需要の落ち込みの可能性も見据えておかなければならない。

右肩下がりであった市場が転機を迎え、今後どのように展開していくかをきめ細かく予測しながら、より柔軟で機動的に対応できる事業体制を構築する必要がある。とりわけ、担い手の問題は、当面の旺盛な需要に応えるための対応の観点にとどまらず、中長期的な観点から、その確保・育成を図る必要がある。

##### ロ) 工事内容の変化に対応した組織体制、技術開発

市場の量的変化にいかに対応するかと併せ、工事内容の変化、すなわち市場の質的変化にも対応していく必要がある。

今後、リニューアル、建て替え、メンテナンス等の工事のウェイトはさらに増加し、新築のみならず、これらの工事においても、省エネルギー、省CO<sub>2</sub>等の要請は高まることから、それに応える必要がある。

既存建築のリニューアル工事における省エネルギー、省CO<sub>2</sub>対策は個別性が高く、それに応じた技術力の優位性を発揮しやすい分野でもある。このため、こうした質的転換を戦略的に捉えることは、量的な事業拡大にもつながる可能性を有していることから、個々の企業において、このような変化を考慮した組織体制の構築や技術開発の推進が求められる。

また、エネルギー管理や省エネルギー提案に特化した企業も現れており、施工だけでなく管理や運用など、継続的なサービスに対応できる組織体制や技術開発も求められ

る。

他方、東日本大震災などの教訓を踏まえ、設備の安全・安心への対応も不可欠となっている。耐震性能を高めるとともに、BCP（事業継続計画）の一環として設備システムが機能不全に陥らないための対策を検討する等の技術面での対応や被災に備えた復旧・復興態勢の事前の整備などが求められている。

## （２）経営指標、企業体制などの転換

### イ）技術力重視への転換

2008年度の経営事項審査の見直し以降、経営事項審査においては、完工高重視から経営と技術に優れた企業をより評価する方向に転換し、また、公共工事の入札においても、価格のみではなく、技術力、施工力に優れた企業を評価する流れが定着してきている。今後ともその傾向は強まりこそすれ、弱まることはないと思込まれる。

公共工事のみならず、民間工事を含め、価格競争に飲み込まれることなく、顧客に適正価格で、より高品質の空調衛生設備を提供するためには、各企業は技術力、施工力の向上に努め、それが経営力の向上につながる企業体制へ転換していくことが求められている。

### ロ）適正な利益確保をめざす企業経営

現在の市場の状況は、工事量の減少の中でダンピング合戦の様相を呈していた時代からは変わってきている。しかし、需要増に伴う労務費、資材費等の高騰により採算性が厳しい工事が多くなり、需要回復が直ちに収益性の回復につながっているわけではない。

しかし、相応の工事量が見込まれる現下の状況は、過度な価格競争に走ることなく、適正価格による受注を行う好機である。企業経営上も、こうした事業環境の変化を生かして適正利潤を生み出していくことが求められる。今なお、一部に無理な低価格受注の事例がみられるが、こうした動きは自社の収益を圧迫するのみならず、現在求められる健全な市場形成を阻害するものである。適正な利益を確保し、健全な企業経営を図るための転換期との意識を持って臨むべきである。

### (3) 市場の変化に対応するための事業環境の構築

#### イ) 市場の変化に対応するための事業環境構築の必要性

市場の変化に対応しつつ、適切な企業経営を行っていくためには、まずは個々の企業がこうした変化を機敏にとらえ、状況に応じた行動を取っていく必要があるが、そのためには、建設業全体あるいは空調衛生工事業全体として、それぞれの企業が最大限力を発揮できる事業環境が構築されることが求められる。

よりよい事業環境を形成するため、発注者、元請、下請それぞれの関係において、制度や仕組みを適正化していかななくてはならない。多くは積年の課題であるが、空調衛生工事業界としても粘り強く取り組み、一步ずつでも前進させていくべきものである。

#### ロ) 適切な入札契約方式

価格のみによらない落札方式としての総合評価落札方式が幅広く採用され、浸透してきている。価格と品質が総合的に優れた調達をめざすものであり、技術力に優れた企業を評価するものとして、さらなる充実が必要である。特に、独立行政法人や地方公共団体の発注において、評価方法等の改善を引き続き求めていく必要がある。2014年6月の品確法の改正により、発注者は、発注内容に即した多様な入札方式を活用できるとされたが、どのような入札方式にせよ、価格だけではなく、技術力を的確に評価していくという基本はさらに明確な流れとなっている。

また、ダンピングの防止は、品確法及び入契法の改正（2014年6月）により入札契約適正化の基本に位置付けられたが、ダンピング受注を排除するため、低入札価格調査制度や最低制限価格制度などの適切な活用により、ダンピングが疑われ、品質や安全に支障を及ぼしかねない入札が排除されるよう、実効性の向上が望まれる。

#### ハ) 発注者・受注者関係の適正化

建設業法においては、契約当事者は、各々対等な立場における合意に基づいて、契約締結及びその履行を図るべきものとされている。しかしながら、工事請負契約における片務性が解消されるには至っていない。事前の設計協力、無報酬での契約外の業務、発注者に起因する工期遅延や工事費増加についての不明瞭な取り扱い等、双務性を確立するには改善されるべき点が多々ある。

2011年8月、国土交通省から「発注者・受注者間における建設業法令遵守ガイドライン」が発出された。これにより、従来の元下関係や雇用管理の適正化にとどまらず、建設業法に照らした受発注者間の法令遵守のガイドラインが示された。これに従った適正な

契約の履行が求められる。

最近の工事量増加の中で、工程の最終盤に位置する空調衛生工事は厳しい工期の制約を受けることが多く、適正価格で、品質に優れた工事を施工するためには、適正工期の確保がとりわけ重要な課題となっている。発注者・受注者が対等の立場で、各々の責任の明確化、費用負担の公平性等を確保し、透明で公平な契約制度を確立することが、ひいては適正工期、適正利益の確保につながっていくものである。発注者の理解の下で、発注者・受注者関係の適正化に引き続き努力する必要がある。

## 二) 元請・下請関係の適正化

元請・下請関係においては、未契約着工、指値発注、追加工事の不適切な処理等、なお元請の優越性に起因する不公正な商慣習がある。ここでも発注者・受注者間の課題と同様な構図が存在するが、法令遵守を基本として、公正で対等な交渉が成り立つ商慣習の確立が必要である。

元請・下請関係の適正化のため、国土交通省が作成した「建設業法令遵守ガイドライン」が随時改訂され、これに呼応して日空衛としても取り組みを続けている。2009年から「文書化運動」を展開し、そのツールとして「建設業法令遵守マニュアル」を作成した。実効ある運用による元下関係の確立が引き続きの課題である。

## ホ) 直接発注（分離発注）の推進

建築設備の施工に関わる技術は、基礎や躯体、外壁、内装等にかかわる技術とは別種の独立した技術である。このように、機能や技術、施工体制が他の工事分野と明確に区別でき、施工責任（機能・品質の保証）も明確に区分できるような工事は、発注者のニーズに沿った機能や品質の確保、コストの透明性の担保、施工責任の明確化などの観点から、施工者が発注者と直接契約する仕組みが望ましい。

このため、日空衛としては、最適な建設生産システムとしての直接発注（分離発注）を推進しているが、独立行政法人、地方公共団体等においては、なお十分に浸透していない発注主体もあり、また、民間工事については、特に新築工事では一括発注が主流である状況は変わっていない。さらには、地方公共団体等では、行政改革による人員削減が進む中で工事量が増加しているため、発注者として必要な技術者の不足が顕在化してきているところがある。このため、本来直接発注にふさわしい案件まで一括発注とされるおそれがあることから、それぞれの発注者の発注方針を注視して、これに即応した要望活動などを展開する必要がある。

#### へ) 建設業許可業種区分の見直し

空調衛生工事業は、高度な設備システムを構築する総合的な工事業であることから、施工の責任を明確化して顧客満足度の向上を図るためにも、空調衛生工事業の実態に合った建設業許可業種区分が確立されることが望ましい。

このため、業種区分に「機械設備一式工事」または「空調衛生工事」を新設することを各方面に求めてきた。2014年の建設業法改正においては、「解体工事」が新設の業種区分として盛り込まれるにとどまったが、業種区分のあり方については、中央建設業審議会・社会資本整備審議会基本問題小委員会において引き続き議論され、検討の熟度が高まったものから更なる見直しなどの対応を図っていく必要があるとされている。日空衛としても、継続してその見直しに向けた取り組みを行っていく必要がある。

## 2. 人材の確保・育成の必要性

### (1) 短期的、中長期的な人材の確保・育成

空調衛生設備は、技術者、技能者の建設現場における能力によって、その品質、機能が大きく左右される。その意味で、技術者、技能者の役割は極めて重要であり、優秀な人材を配置することにより、はじめて安全な施工、品質の確保が可能となる。

将来の担い手不足が懸念される状況を受け、2014年の建設業法の改正においては、建設業者及び建設業団体の責務として、担い手の育成及び確保に努めなければならないことが規定されたが、こうした法律上の責務とされるまでもなく、空調衛生工事業界自らの問題として人材の確保・育成は喫緊の課題である。

当面の課題として、足元の工事量増加の局面において顕在化してきた人手不足の問題に対応し、技術者、技能者ともに必要な人材の確保への取り組みが求められている。人手不足は、工事参加への制約、労務費高騰による採算性の悪化、工事の安全性や品質の低下などにつながることから、工事需要に即応した対応が求められる。

一方、今後工事量の変動があっても、高齢化と若年入職者の減少から、将来的に人材が不足することは避けられない。建設業が他産業以上に高齢化し、若手の入職が進んでいない状況を踏まえると、人材の確保・育成は、将来の最大の懸案といつてよい。必要な人材の確保ができず、工事に支障をきたす事態が生ずることになれば、空調衛生工事業の存続にかかわるだけでなく、空調衛生設備が建築物の重要な要素であることを考えると、建築ストックの形成・維持に深刻な影響をもたらすことになる。若者の入職促進

を図るとともに、高齢者の継続的な活躍の場のあり方、女性や外国人等、これまで活躍の場が少なかった人的資源の活用等、空調衛生工事において多様な人材をどのように活用できるか、人材の確保・育成についてのビジョンの検討とその確保・育成を進める具体的な行動が必要である。

## (2) 技術・技能の継承と生産性の向上

図表4でみたとおり、就業者の一つのピークをなす高齢技能者の多くが、数年の内に労働市場から退出していく可能性が高い。ベテランが退出し、20代が全体の10人に1人程度しかいない状況は、担い手の量的不足に止まらず、将来に向けて技術・技能が的確に継承されていくかという質的な面でも危惧される。間近に就業者の大きな塊が退出することになる時期を控え、年齢構成やキャリアを考慮しながら、技術・技能が途切れることなく継承される仕組みを確立しておく必要がある。

他方で、現在の若手の入職状況と少子化の状況を考えると、人材の確保・育成に相当の努力をしても担い手の減少は避けられないおそれが強く、このためには、並行して生産性の向上や技術革新によって担い手の減少への対応策を検討することが不可欠である。

## 3. 地球環境問題への対応

### (1) 低炭素社会実現に向けた空調衛生設備の役割

低炭素社会とは、単にエネルギー消費量やCO<sub>2</sub>排出量を削減することのみを目的とするものではない。エネルギー効率の向上やエネルギー供給の低炭素化などで、増大するエネルギー需要への対応と、生態系や生物多様性の維持、気候変動リスクの低減等が両立した持続可能性の実現を図ることのできる社会である。

空調衛生設備は、快適な居住空間や工場などの生産設備に不可欠な環境を提供するという使命を果たす一方で、省エネルギー、省CO<sub>2</sub>や省資源についても重要な役割を担ってきた。特に、民生部門における空調衛生設備起因のCO<sub>2</sub>排出量は、わが国の総排出量の10%を超えると推定されるなど、空調衛生設備分野が低炭素社会実現に果たすべき役割は大きい。そのため、建築分野においては、省エネルギー基準の義務化、ZEBの実現等の具体的な目標が定められてきている。こうした目標を見据えながら、空調衛生工事業界も目に見える形で低炭素社会実現に貢献していかなければならない。

特に、新エネルギー基本計画にも明記されたように、既存の住宅・建築物の省エネル

ギー化は喫緊の課題である。地球環境問題に対する近年の社会的意識の高まり、特に東日本大震災以降のエネルギー問題への意識の変化なども、既存ストックの省エネルギー改修を進めるインセンティブなっていると考えられ、この分野での貢献も強く意識する必要がある。

## (2) 地球環境における空調衛生設備の重要性の発信

空調衛生工事業は低炭素社会づくりへの貢献を通じ、地球環境問題に深くコミットしているが、その役割の大きさ、その貢献度についての情報発信はなお十分とはいえない状況である。

空調衛生工事業は、低炭素社会づくりという、正に時代がめざすまちづくり、社会づくりに貢献する未来型の産業である。それだけ魅力ある産業であることを発信し、社会における認知と理解を得ることは、産業としての地位向上に寄与するばかりではなく、この産業に従事する者の誇りや新たに働く場を求めている者への関心を高める意味からも極めて重要である。したがって、地球環境に係る空調衛生設備の役割やこの分野での空調衛生工事業の貢献を積極的に発信していく必要がある。また、その発信の仕方についても、分かりやすく、かつインパクトを持ったものとなるよう工夫する必要がある。

## 4. コンプライアンスのさらなる徹底

### (1) なお不十分なコンプライアンスへの理解

日空衛として、これまで法令遵守の徹底、企業コンプライアンスの重要性を周知してきたにもかかわらず、一部会員企業による独禁法違反事案が発生した。また、建設業界においては、今なお談合事件の摘発、予定価格の漏洩等の事件が散見される。

未だに、談合等を必要悪と考える風潮も一部に残っている。公正な競争によらず、仕事を分け合うことが相互の利益になるという内輪の論理から、むしろ企業のためと考えて、社員が法令違反を犯すような行動を取ることもある。それが他者の不利益となったり、企業のステークホルダーへの背信行為であったりすることへの理解が及ばず、また、違反行為がもたらす結果の重大性への意識が不十分であったりするのは、日常的なコンプライアンス意識が徹底されていないためである。

### (2) コンプライアンスの必要性への理解の推進

もとより、遵守すべき法令は独禁法に限らず、建設業法、労働関係法等の関係法令を含め全ての法令に亘るものであるが、昨今は、法令遵守にとどまらず、企業としての社

会的責任を含む、より広範なコンプライアンスの徹底が求められている。

改めて、コンプライアンスの徹底を図るためには、全ての関係者に対しその必要性への理解を確実なものにしなければならない。コンプライアンス違反は、社会規範や企業倫理の観点から認められないことはもとよりであるが、今や企業にとっては経営そのものへの大きなリスクであることを一人ひとりにまで理解させることである。

そのためには、トップのリーダーシップが不可欠であり、すみずみにまで意識が徹底されるための重要なポイントであるといわれている。こうした点を踏まえて、各企業はさらなるコンプライアンスの徹底への対策に取り組むことが求められる。

## 第3章 課題への取り組み

第2章でみたように、われわれ空調衛生工事業が直面する課題は多岐に亘っている。このため、これらの課題に一つ一つ取り組む必要があるが、一方で、優先順位を付して、メリハリのある対応をしていくことも重要であることから、今後特に重点的に取り組むべき事項として、以下の6つを挙げた。

### 1. リニューアル市場の積極的な開拓

今後、社会経済の成熟化に伴って建築ストックの蓄積が進む中で、良質な建築ストックの形成は社会的な大きな課題である。新築需要が依然として旺盛なこれまでの建設市場においては、建築ストックの蓄積による、建て替え、リニューアル、メンテナンス工事の比率は顕著に大きくなってはいないが、今後継続的に増加することは確実である。さらに、躯体は、耐震化の進展、技術進歩による長寿命化によって従来以上に長期使用が可能になっていくことから、設備のリニューアルが良質なストック形成の上でますます重要となってくる。

このリニューアル分野は、省エネルギー、省CO<sub>2</sub>等の技術をアピールするとともに、直接発注を進める観点からも、業界の独自性を最も発揮できる場面であると考えられる。すなわち、業務用建築部門が有するCO<sub>2</sub>削減ポテンシャル（30～50%）は極めて大きい。これをCO<sub>2</sub>削減の好機と捉え、積極的に設備リニューアルを進めることは、建築物の価値を向上させるだけでなく、低炭素社会実現に貢献する観点から重要である。顧客の制約条件に合わせ、各フェーズで最適なCO<sub>2</sub>削減対策を一貫してサポートすることにより、きめ細かく、個別性の高い対応が可能となる。さらに、リニューアル分野は新築、建て替え工事に比べて元請比率が高いため、直接発注によるメリットを発揮しやすい分野でもある。

これらのことから、空調衛生工事業界は、ストック対策として設備リニューアルを重点的に推進していくこととし、顧客への適切な設備リニューアル計画の提案、リニューアルのための技術開発などについて、戦略的な方策を検討していく。

### 2. 健全経営と顧客満足度向上に向けた事業環境の構築

「第2章 空調衛生工事業が直面する課題1.（3）」で述べたように、業界として

各企業が最大限の力を発揮し、活動しやすい事業環境を構築していく必要がある。「課題」で指摘した項目を含め、今後さらに改善を図るべき事項は多々あるが、以下の事項に特に注力して取り組むこととする。

#### (1) 適正工期と適正利益の確保

発注者・受注者間の片務性の排除、公正で公平な元請・下請関係の確立を図る中で、特に適正工期の確保に重点的に取り組み、適正な利益確保につなげる。

建築工程の終盤を受け持つ空調衛生工事は、躯体工事の遅れなど全体のしわ寄せを受けることが多いため、適正工期の確保は、従来からとりわけ重要な課題となっている。2014年の品確法の改正においても、発注者の責務として、「適切な工期を設定するよう努める」ことが新たに規定された。業界として、公共工事の発注者のみならず、民間工事の発注者や元請企業とも問題意識を共有し、適正工期の確保が可能となるよう取り組みを強化する。

無理な工期設定がなされると、品質確保、安全確保に問題が生ずるばかりでなく、工期の遅れをカバーするために追加的な人手の手配の必要性やそのための新たな費用が発生する。このため、工事量が増える一方、人手不足が顕在化している状況の下では、適正な利益の確保や計画的受注等にとりわけ大きく影響することから、喫緊の課題として取り組む。

#### (2) 施工責任の明確化と顧客満足度向上に資する直接発注（分離発注）及び許可業種区分見直しの推進

施工責任の明確化と顧客満足度向上の視点に立って、直接発注（分離発注）及び許可業種区分見直しの推進を図る。

直接発注に関しては、公共工事については、発注主体によっては、本来直接発注が望ましい案件についても一括発注とされる懸念があることを踏まえ、取り組みを強化する必要がある。民間工事については、施主、顧客の視点に立って、直接発注、一括発注いずれがふさわしいか積極的に提案していく。

「機械設備一式工事」または「空調衛生工事」の許可業種区分新設の実現については、業種区分見直しの必要性について検討の熟度を高め、理解を得るために必要な事項を再整理する。特に、工事の責任の明確化、顧客満足度の向上等のユーザーの立場からみた必要性を検証していく。

### 3. 人材の確保・育成の推進

人材確保・育成に具体的に取り組み、産業としての将来に亘る人的基盤を強固なものとする。この場合、日空衛としては、会員企業が直接雇用する人材の確保という視点にとどまることなく、空調衛生工事業を支える技術者、技能者を幅広く視野に入れ、協力会社、その他の関係者とともに、空調衛生工事を主導する立場で人材の確保・育成に取り組む。

#### (1) 労働環境の改善

建設業界に人が集まらず、定着率も悪いのは、低賃金、3Kといわれる処遇や劣悪な労働環境にあることは、長年に亘り指摘されているところである。空調衛生工事業界も例外ではない。少子化により若年労働者が減少する中で、社会保険への加入を含む処遇の改善や長時間労働・長時間拘束の是正、休日の確保といった労働環境の改善なくしては、短期的にも、中長期的にも人材の確保はできない。

また、特に空調衛生工事業においては、リニューアル工事等が多く、今後さらに増加していく見通しの中で、工事の性格上、休日や夜間の工事を余儀なくされる場合も増えるなど、他業種以上にきめ細かい配慮が必要である。

今後、若年労働者の減少がさらに進むと、他産業との、あるいは建設業界の中での人材確保競争が熾烈になることは明らかであり、空調衛生工事業界における労働環境の改善は、先送りできない課題として取り組まなくてはならない。

#### (2) 魅力があり、誇りの持てる産業

処遇や労働環境だけではなく、人がそこで働きたいと考えるには、それが魅力ある職業であり、誇りの持てる職業でなくてはならない。とりわけ、若い世代は自己実現や仕事による社会貢献への意識が強い。このため、空調衛生工事業が、社会的な大きな目標である低炭素社会の構築に貢献することができる職業であって、未来志向で、魅力ある産業であることを積極的に発信していく必要がある。空調衛生工事業の社会における役割やその魅力をPRしていく努力が不可欠である。

また、誇りを持って働けるのは、コンプライアンスが徹底され、社会的責任を全うできる企業であり、それが徹底された業界である。ダークなイメージが定着してしまうような産業には人は集まらない。

魅力があり、誇りの持てる、人の集まる産業をめざす必要がある。

### (3) 女性を含む多様な人材確保の検討

課題や制約条件はあるものの、これまでであれば既に職場から退出していた高齢世代の継続雇用や、女性、外国人等のこれまで活躍の場の少なかった人材を空調衛生工事業界にふさわしい形で確保・育成することを検討することが必要である。

その際には、単に担い手不足を補うという観点ではなく、多様な人材の活用による企業の活性化の視点から検討を進めることが望まれる。

### (4) 業界団体としての支援

人材の確保・育成のため、各企業の努力とともに、業界団体として日空衛も取り組みを進める。会員のニーズを踏まえ、業界のPR資料の作成、人材確保・育成に係る会員活動への支援、教育機関との連携、技術者、技能者の資格取得への支援等の具体的対応を図る。また、登録配管基幹技能者、登録ダクト基幹技能者制度の活用をさらに進める。

## 4. 低炭素社会づくりへの目に見える貢献

われわれ空調衛生工事業界は、ステークホルダーとのパートナーシップにより、設備の設計、施工、運転管理から廃棄に至る活動を通じて、化石エネルギーの消費、温室効果ガスの排出、石綿含有物を含む廃棄物の発生及びフロンガスの放出などの削減または防止を図るとともに、省エネルギーを推進し、低炭素社会づくりを先導しなければならない。そのために、空調衛生工事業の特色を生かし、目に見える形で社会に貢献することをめざす。

### (1) 省エネルギー、省CO<sub>2</sub>技術の開発

空調衛生工事業が中心となって、省エネルギー機器の採用、搬送動力の低減、熱回収設備の導入、地中熱や太陽光などの再生可能エネルギーの導入、エネルギー効率の向上のための最適運転制御方式の導入や空調負荷そのものの低減と設備運用管理の最適化を関係者と共同開発で進める等、建設産業における省エネルギーを推進し、CO<sub>2</sub>の排出量を削減していく。また、そのための技術開発・技術革新を積極的に進め、これを社会に提供していくことが、目に見える社会貢献の基本である。

また、ZEBの実現に向けて、単に設備機器やシステム技術の革新にとどまらず、建築手法との融合技術や、要素技術を組み合わせた統合化技術、自然エネルギー・未利用

エネルギーの活用、建物内での再生可能エネルギー活用なども図っていく。さらに、複数の建物や都市・工場間でのエネルギーの面的利用や地域冷暖房などへの取り組みも必要であり、再生可能・分散型エネルギーを利用して、統合的な省エネルギーを推進するための新しいパラダイムとして注目されているスマート化に積極的に参画していく。

## (2) 設備の運用管理等のソフト面の強化

空調衛生工事業は、計画・設計、機器の設置、運転、維持管理をトータルにコーディネートできるところに強みを持つ。したがって、エネルギー効率の一層の改善とCO<sub>2</sub>排出量の削減を図るため、新築・リニューアルという物づくりの提供にとどまらず、BEMS、「見える化」、ESCOなどの運用管理やサポート、いわゆるソフト面について、より深化させた取り組みを推進していく。

## (3) 低炭素社会づくりの先導役としての社会への発信と行動

空調衛生工事業界が地球環境問題にどのように関わり、どのような役割を果たしているかを積極的に発信する。このため、例えば、建築物や設備のエネルギー消費やCO<sub>2</sub>排出の現状、空調衛生設備工事を通じたこれらのマクロ的な削減の可能性、削減効果等を数値化して示すことなどにより、対外的に分かりやすく発信し、業界として低炭素社会構築に向けた行動を取る。

# 5. 技術力と生産性の向上

空調衛生工事業界が独自性を確立する源は、技術力である。前述のように低炭素社会づくりへの貢献、リニューアル等の市場開拓の推進、さらには災害時の安全・安心の確保のためには、社会や市場に広くアピールし、また、信頼される技術力の開発・向上が不可欠である。それにより、価格競争によって疲弊することなく、各企業それぞれの技術力を生かした競争により健全な業界発展につなげる必要がある。

## (1) 低炭素社会の構築、市場開拓、安全・安心の確保のための技術開発の推進

今後、省エネルギー基準の義務化やZEBの実現等の政策目標への貢献、さらには、設備に係る制御や調整、運用管理への取り組みなど、低炭素社会の構築やリニューアル等の市場開拓のため、業界としての技術力を発揮可能な分野は多くあると考えられる。また、耐震性能の向上や災害時の設備システムの機能維持などの面でのさらなる技術開発も期待される。

もとより、各企業においてはそれぞれ様々な技術開発を行い、競っているところであ

る。こうした企業間の取り組みを業界全体としても支え、奨励することにより、技術力を誇る業界として社会に認知されることで、その地位が確たるものとなるようめざす。

## (2) 技術力、施工力に優れた企業体制の確立

公共工事において、価格のみではなく、技術力を評価して、公共工事の品質の確保を図っていこうとする流れは不変である。このため、経営事項審査や入札契約において、これまで以上に技術力・施工力の評価を重視する方向にあることから、これに対応した企業体制を確立する。また、総合評価方式による入札が定着する中で、今後、品確法改正により工事内容等に応じ多様な入札方式が採用されることになるため、これらに的確に対応できる体制を整える。

## (3) 担い手不足に対応する技術・技能の継承と生産性の向上の推進

担い手の減少を補完するため、一人ひとりに技術・技能を適切に継承するとともに、その生産性を向上させる教育、研修を行う他、技術開発による施工の合理化、技術革新などにより、生産性、効率性を高め、少ない人手で効率的な仕事ができるよう取り組む。

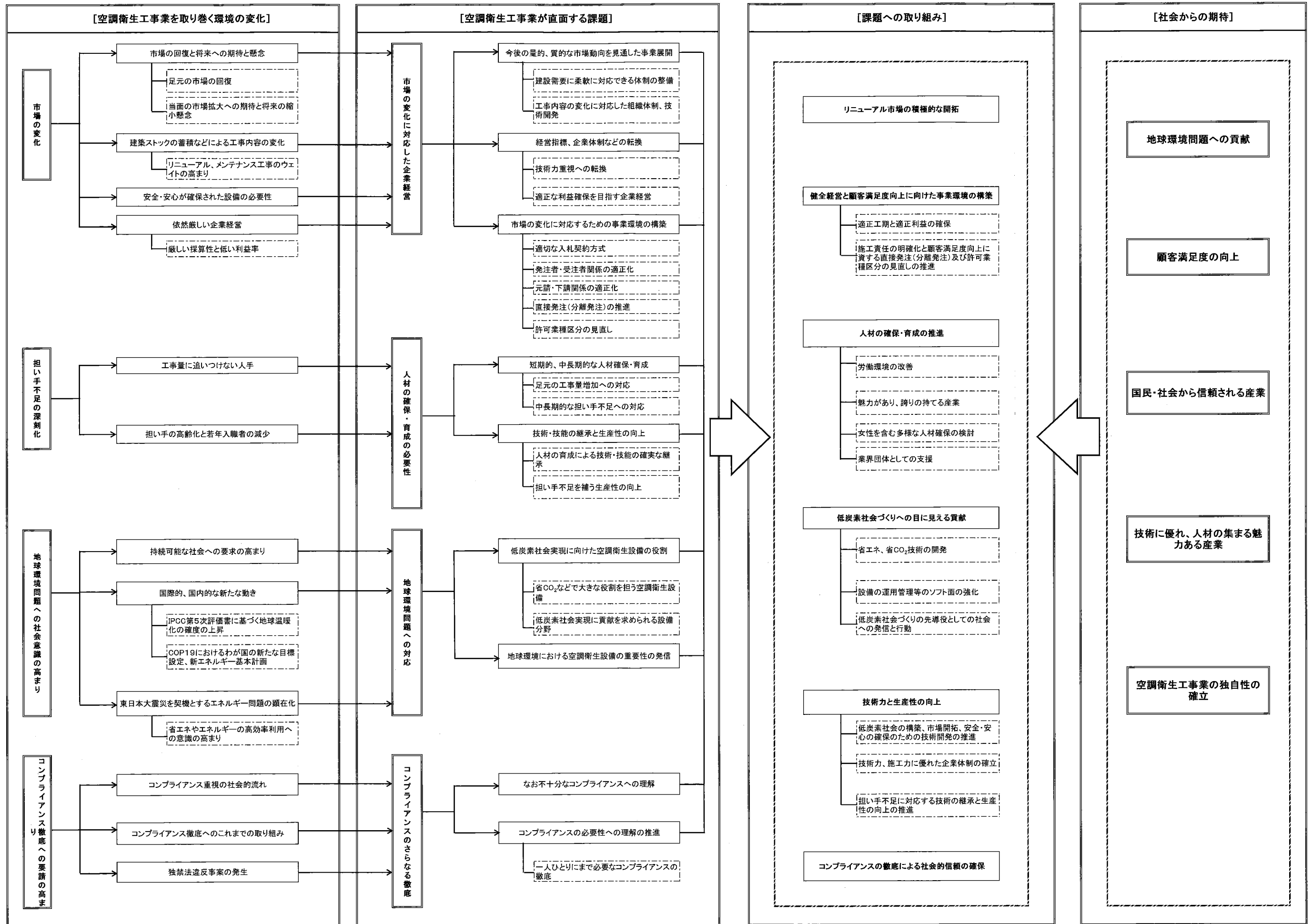
## 6. コンプライアンスの徹底による社会的信頼の確保

コンプライアンスの意識を、一人ひとりに徹底し、浸透させなければならない。そのため、コンプライアンスの徹底について、業界団体としての日空衛と各会員企業・団体それぞれが真剣に取り組み、社会的信頼の確保に努める。

具体的には、2014年10月の第21回全国会議において決議された「コンプライアンスの徹底に向けた行動宣言」に従い、各会員企業・団体は以下の取り組みを行う。

- ①関係法令の遵守を徹底し、公正、適正な事業活動を行う。工事の入札に関しては、刑法、独占禁止法等に違反して公正な競争を阻害する行為を一切行わない。
- ②下記の行動計画に沿って取り組みを行い、法令の遵守、企業倫理の浸透などコンプライアンスの徹底を推進する。
  - 独占禁止法遵守マニュアルの作成・活用
  - 「独占禁止法遵守カード」の携行・活用
  - 日空衛ホームページ、機関誌「空衛」の充実・活用
  - 講習会・研修会の実施
  - コンプライアンス強化月間などの設定

日空衛2015 -新たな中期ビジョン-  
 <フロー図>



日空衛 2015  
—新たな中期ビジョン—

平成27年5月発行

発行 一般社団法人日本空調衛生工事業協会  
〒104-0041 東京都中央区新富2-2-7 空衛会館3F  
電話 03-3553-6431

一般社団法人

**日本空調衛生工事業協会** (日本空衛協会)

〒104-0041 東京都中央区新富2-2-7 空衛会館3F  
TEL(03)3553-6431 FAX(03)3553-6786

アクセス:東京メトロ有楽町線「新富町」2番出口より徒歩1分